

## 労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって上限が定められており、労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、これを延長することはできません。

### Point 1

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。

### 労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度

**1日 8時間 及び 1週 40時間**

法律で定められた休日

**毎週少なくとも1回**

これを超えるには、  
**36協定の締結・届出**が必要です。

### Point 2

これまで、時間外労働の上限は大臣告示（※）によって基準が設けられていました。

（※）労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（限度基準告示）

### 参考

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）

- 1箇月の拘束時間 原則として**293時間**が限度  
労使協定を締結した場合は、320時間まで延長することが可能
- 1日の拘束時間 **13時間以内**を基本とし、延長する場合であっても**16時間**が限度
- 1日の休息期間 繼続**8時間以上**

## 改正内容（時間外労働の上限規制）

（大企業：2019年4月～、中小企業：2020年4月～）

これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、**罰則付きの上限が法律に規定**され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることのできない上限が設けられます。

改正内容のポイントは裏面に記載⇒

## Point 1

時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。  
さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
  - 時間外労働が年720時間以内
  - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
  - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
  - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。



特別条項の有無に関わらず（※）、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。

（※）例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働=44時間、休日労働=56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

## Point 2

中小企業への上限規制の適用は1年間猶予されます。

- 上限規制の施行は2019年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され2020年4月1日からとなります。
- 中小企業の範囲については、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する労働者数
(製造業、建設業、運輸業、その他)	3億円以下	または 300人以下

## Point 3

上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
自動車運転の業務	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"><li>●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。</li><li>●時間外労働と休日労働の合計について、<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 月100時間未満</li><li>➢ 2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。</li></ul></li><li>●時間外労働が月45時間を超えることができる年6か月までとする規制は適用されません。</li></ul>